

## 1-10. 土地利用・自然環境に係る法制度

第2回調査時の法制度による地域設定の状況を図 1-10-1 および図 1-10-2 に示した。当該地域には以下法制度による地域設定がなされていた。

### ①都市計画法

市街化区域は以下の通りであった。主な設定地域は、越生町越生駅周辺から毛呂山町毛呂駅周辺および武州長瀬駅周辺にかけてと、日高市高麗川駅西口周辺、武蔵高萩駅周辺であった。

- ・住居系地域：毛呂駅および東毛呂駅周辺、日高市西坂戸周辺、一本松駅周辺、武蔵高萩駅周辺、高麗川駅周辺、高麗駅南側
- ・商業系地域：毛呂駅西側、武州長瀬駅北側、高麗川駅西側
- ・工業系地域：高麗川駅北東部、毛呂駅北部
- ・公園・緑地：毛呂山町大谷木

上記の指定地域のうち、第1回調査時と比較して著しい変更が行われた場所は、以下の範囲および指定区分であった。

- ・坂戸市一本松駅周辺の市街化区域の新設
- ・武蔵高萩駅北部の市街化区域の拡大

### ②公害対策基本法

環境基準の類型指定は以下の通りであり、第1回調査時より指定の変更はなかった。

- ・水質汚濁に係る環境基準：高麗川、越辺川ともに類型A
- ・騒音に係る環境基準：類型AもしくはBで市街地にのみ適応されている。

### ③自然公園法

指定地は以下の通りであり、第1回調査時より指定の変更はなかった。

- ・黒山県立自然公園（毛呂山町から越生町）
- ・奥武蔵県立自然公園（日高市から飯能市）

### ④文化財保護法

指定は以下の通りであり、第1回調査時より指定の変更はなかった。

- ・県指定天然記念物：「黒山特殊植物群落」（越生町黒山）  
「入西のビャクシン」（坂戸市北大塚）
- ・市・町指定天然記念物：「金比羅様のスダジイ」（毛呂山町滝ノ入）  
「桂木のタブノキ林」（毛呂山町滝ノ入）  
「多和目天神社のカゴノキ」（坂戸市）  
「鶴明神の大ケヤキ」（坂戸市森戸）

## ⑤鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律

指定は以下の通りであった。

- ・銃猟禁止区域：奥武蔵銃猟禁止区域（日高市、飯能市）  
入間北部銃猟禁止区域（日高市、毛呂山町、坂戸市）  
埼玉カントリー銃猟禁止区域（毛呂山町）  
越生銃猟禁止区域（越生市）
- ・休猟区：梅園休猟区（越生町）  
吾野原市場休猟区（飯能市）

上記の指定地域のうち、第1回調査時と比較して著しい変更が行われた場所は、以下の範囲および指定区分であった。

- ・越生中学校鳥獣保護区：指定解除、越生銃猟禁止区域に統合。
- ・入間北部銃猟禁止区域：北部への拡大
- ・越生銃猟禁止区域：西部への拡大
- ・休猟区の設置：梅園休猟区、吾野原市場休猟区

## ⑥砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

砂防指定地の指定は以下の通りであり、第1回調査時より指定の変更はなかった。

なお、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域は指定されていなかった。

- |           |            |
|-----------|------------|
| ・高麗川支流虎秀川 | ・深沢        |
| ・南小桂川     | ・井尻谷       |
| ・大沢深川     | ・清流川       |
| ・宿谷川上流    | ・越辺川本川最上流部 |
| ・越辺川支流小川沢 | ・赤依沢       |
| ・柳田川      | ・桂木川       |
| ・毛呂川      | ・阿諏訪川      |
| ・龍が谷川     | ・顔振川       |

## ⑦保安林

当該地域の西部山地の森林では、いくつかの林分が保安林に指定されていたが、いずれも小面積で、斑状に散在していた。なお、第1回調査時より指定の変更はなかった。

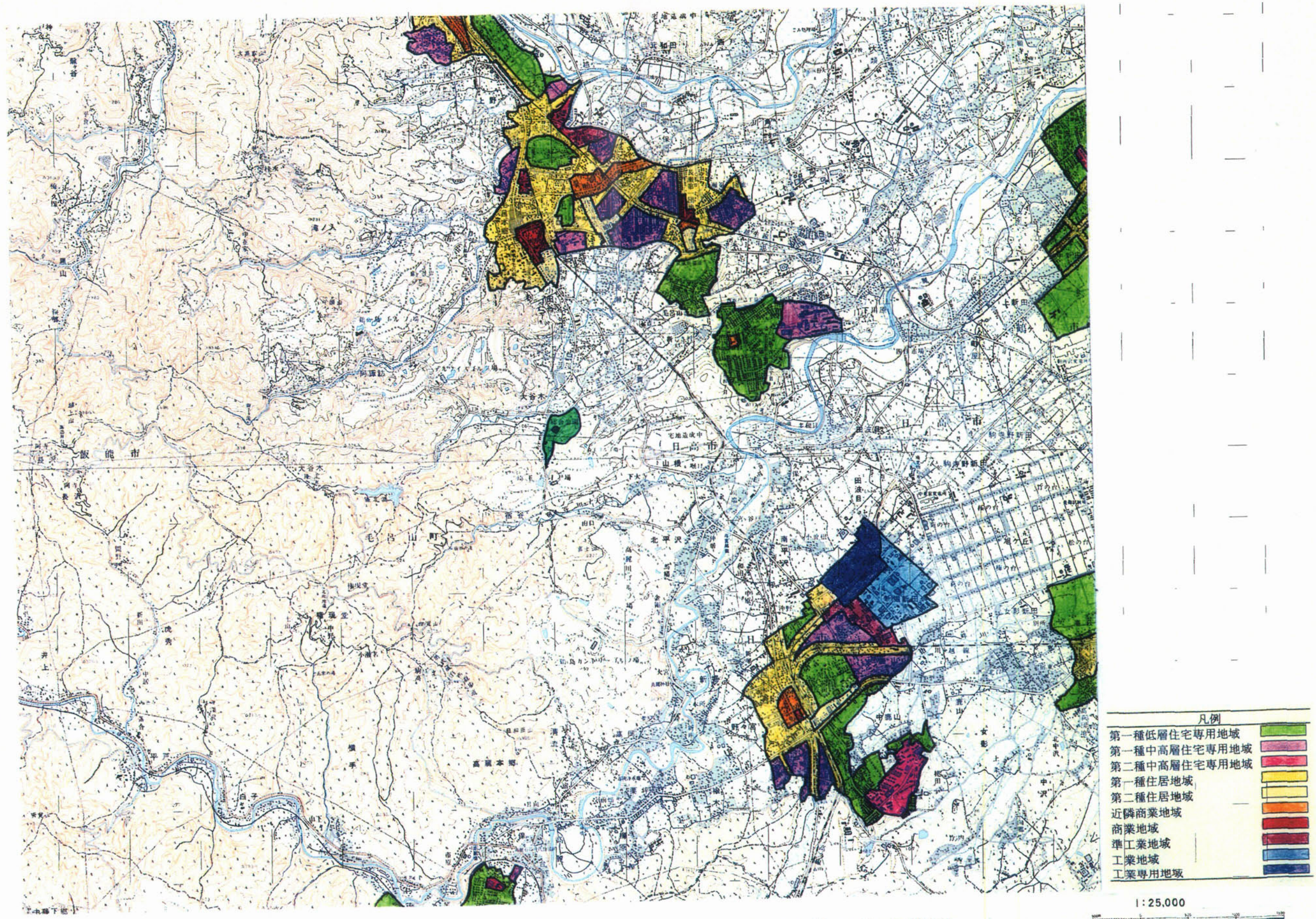


図 1-10-1 法指定状況図(埼玉県) 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況